

唐津市監査委員公告第2号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月24日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

定期監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象とした部署

農林水産部所管の予算執行を行う部署

農政課、鳥獣対策室、農地林務課、水産課及び各市民センター産業・教育課

(2) 対象とした事項及び範囲

令和元年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部平成30年度及び令和2年度についても対象とした。

4 監査の期間

令和2年9月1日から令和3年2月19日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき、担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

事務の執行の重要な点において法令に違反する等の事項は認められなかったが、不適切な事務処理等で是正又は改善の必要があると認められる事項があった。

その内容は、別紙「**是正又は改善が必要な事項**」のとおりである。

なお、今回指摘した事項には前回の定期監査で改善等を指摘した事項が数件含まれている。この指摘事項については、今後、何らかの措置を講ずることがない場合、勧告の対象となることを申し添えておく。

是正又は改善が必要な事項

1 唐津市中山間地域等直接支払交付金（集落協定関係）について

【農政課・浜玉市民センター・巖木市民センター・相知市民センター・肥前市民センター・七山市民センター】

標記交付金は、中山間地域等における荒廃農地の発生を防止し多面的機能を発揮するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領及び唐津市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき、集落協定に定める農業生産活動等を行う集落に対し交付するものである。

平成 30 年度唐津市中山間地域等直接支払交付金に係る実績報告書を確認したところ、領収書の写し等収支に係る根拠資料が徴取されていないもの、領収書の写し等は徴取されているもののその用途が明確でないものなど、唐津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 10 条に規定された交付金の額を確定するための要件である交付決定の内容に適合するのかが確認できないものが見受けられた。

前回の定期監査においても同様の内容を指摘し、それに対する市長が講じた措置として領収書等については必ず実績報告書に添付するよう指導するとともに書類の確認を徹底するとしていたにもかかわらず、改善されておらず誠に遺憾である。

交付金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、交付金の額の確定に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないように適切な事務処理をされたい。

2 電柱敷等に係る行政財産使用料及び甲種漁港施設占用料並びに関連事務について

本市が管理する行政財産をその目的以外で使用させる場合、財産を管理する部署において条例等に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、使用料等を徴収しなければならない。今回、監査した農林水産部及び各市民センター産業・教育課においては、唐津市行政財産使用料条例、唐津市公

有財産規則、唐津市漁港管理条例及び同条例施行規則に基づき、電柱、電話柱敷等として使用許可した各課が管理する行政財産に係る事務が行われていたが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

(1) 電柱等の本柱に付帯する支線、支柱の取扱いについて

【農地林務課・水産課・各市民センター】

電気事業者から電気事業用電柱敷として平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの使用期間で本柱、支線、支柱及び支線柱の行政財産使用更新許可申請書又は甲種漁港施設占用許可期間更新申請書が提出され、それぞれ行政財産の目的外使用又は占用が許可されていた。行政財産使用料については、唐津市公有財産規則第 27 条において準用する同規則第 30 条の規定により唐津市道路占用条例に基づき算出し徴収しなければならないが、また漁港施設占用料については、唐津市漁港管理条例別表第 1 の占用料の項の区分を適用し唐津市道路占用条例別表に定める単位及び額により算出し徴収しなければならないが、どちらも支線及び支柱の使用料等を徴収していないものが多数見受けられた。

しかしながら、唐津市道路占用条例及び同条例施行規則、また唐津市漁港管理条例及び同条例施行規則には、支線及び支柱の使用料等を徴収しないという規定はなく、無償とした使用料等についても徴収すべきであったと思考する。

なお、電柱又は電話柱を支えている支線及び支柱に係る使用料等については、徴収している部署があるものの、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省政発第 90 号道路局長通達）や佐賀県道路関係例規集等に準じて徴収していない部署も多数見受けられ、その取扱いについては、全庁的に統一されていない状況であり、統一した基準を定めるなど適切に処理するよう過去の定期監査において指摘しているにもかかわらず、未だに改善されていない。

規則の改正も含め関係課とも協議のうえ、取扱いを明確にするよう早急に検討し改善されたい。

(2) 使用料の算出基準となる地目区分の適用について

【農地林務課・各市民センター】

電気通信事業者から電気通信事業用電話柱敷として平成 31 年 4 月 1 日から

令和 2 年 3 月 31 日までの使用期間で本柱、付属設備等の行政財産使用更新許可申請書が提出され、行政財産の目的外使用が許可されていた。その使用料については、唐津市公有財産規則第 27 条において準用する同規則第 30 条の規定により電気通信事業法施行令別表第 1 に基づき算出し徴収するとされている。同表では、電気通信設備を設ける土地の地目（山林・田・畑・塩田・宅地・その他）ごとに対価の額の基準が定められているが、使用申請する土地の地目が保安林等の宅地以外であるにもかかわらず、宅地の額を用い算出した使用料を徴収しているものが見受けられた。

電気通信事業法施行令別表第 1 に基づく使用料の算出方法については、保安林や農道等における同申請において、申請書に記載されている使用地の地目と異なる「宅地」で算出しているものや「その他」で算出しているものなど全庁的に統一されていない状況であったため、規則の整備又は統一した基準を定めるなど、関係課とも協議のうえ適切に処理されたい。

(3) 海底ケーブル等の線類に係る使用料について

【農地林務課】

前記(2)の申請において、陸標柱 2 本及び海底ケーブル 15m の保安林における使用料についても、電気通信事業法施行令別表第 1 に基づき算出した額で徴収しているものがあつたが、海底ケーブルの使用料については、唐津市公有財産規則第 30 条第 1 項第 1 号イただし書において「共架電線、地下電線等の線類に係る土地の貸付料については、唐津市道路占用条例の規定により算出した額」とされているため、同占用条例に基づき、算出しなければならなかった。

使用料を算出する際には、例規等を確認のうえ適正な事務処理をされたい。

(4) 占用料の積算における 10 円未満の端数処理について

【鎮西市民センター】

唐津市漁港管理条例別表第 1 の備考において「使用料等の額を計算した場合において、計算して得た額が 10 円未満であるとき又は計算して得た額に 10 円未満の端数があるときは、その 10 円未満の額又は 10 円未満の端数の額は 10 円に切り上げる」という規定があるが、複数の電柱の占用を 1 枚の申請書で提出している場合の占用料の積算において、電柱 1 本ごとに 10 円未満を切り上

げ、その額を合算して占用料を積算しているものがあつた。この備考の規定による 10 円未満の端数の額の切り上げについては、1 枚の申請書における占用料の総額について適用すべきと思考するが、担当課及び主管課に確認したところ、占用物件又は区分ごとに端数を切り上げて合算し総額を積算しているとのことであつた。

条例の規定が不明確であり、上記のとおり解釈によっては積算が異なる状況であるため、疑義が生じることがないように明確な積算基準を検討すべきであると思ふ。

3 公の施設の利用許可申請について

【農地林務課・浜玉市民センター・鎮西市民センター・呼子市民センター】

農林水産部及び各市民センター産業・教育課所管の公の施設のうち唐津市半田活性化施設（半田ふれあいセンター）、唐津市浜玉野田地区活性化施設、唐津市浜玉鳥巢地区活性化施設、唐津市浜玉横田上地区活性化施設、唐津市浜玉林業構造改善センター、唐津市ふれあいランド馬渡及び唐津市加部島開発総合センターにおいては、その利用についてそれぞれの条例の規定により市長の許可を受けなければならないとされているにもかかわらず、各条例施行規則に規定されている申請書の提出もなく、また許可書の交付もせずに利用されていた。

また、唐津市浜玉林業構造改善センターにおいては、条例上使用料を定めている研修室について、使用料の徴収又は減免の申請及び許可のいずれの事務処理もされないまま利用させていた。

条例等に沿った適切な事務処理をすべきことはもちろんであるが、他の公の施設と使用形態が異なるということであれば、その実情に応じた施設管理を検討すべきであると思ふ。

4 鳥獣捕獲等の業務補助を行う者の従事許可に係る事務について

【鳥獣対策室】

鳥獣の捕獲等を行う狩猟免許所持者の監督下で業務補助を行う者の従事許可については、関係法令等に基づき、鳥獣の捕獲に係る従事申請書の提出を受け、許

可及び従事者証の交付事務が行われている。

関係法令等については、平成 26 年の法改正により法律の名称が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と変更されたことに伴い、同法に基づき策定された基本指針の名称も「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」から「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」と変更され、その後も基本指針の見直しが行われる度に項目や内容などが変更されていたが、実施伺の目的の欄において、法改正前の名称及び項目である「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針Ⅱ第四 4(2)②1)イに基づき」と現在も記載されていた。

事務を行う際には、その根拠となる関係法令等を十分に確認され、適切な事務処理をされたい。

5 多面的機能支払交付金における市補助金の返還について

【農地林務課】

多面的機能支払交付金事業は、農業・農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るための地域の共同活動を行う活動組織に対し、その活動に係る経費を支援することにより地域資源の適切な保全管理を推進する事業である。平成 24 年度から平成 30 年度までのこの事業について、活動組織から交付金対象農用地面積が減少したことに伴う事業計画の変更認定申請書が提出されたことから、市長は多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、返還金額を積算し、各活動組織に対し多面的機能支払交付金に係る活動組織自主返還金の納入について（令和 2 年 3 月 31 日付け唐農林第 1612 号）の通知により返還請求を行ったが、唐津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項に基づく交付決定の一部取消し等の事務処理を行っていなかった。

補助金は、その交付に際し、補助年度ごとに決定通知、額の確定等のための一連の手続きを経て交付されているものであるため、同規則の規定に従い各年度の交付決定額の確定を取消し、交付決定の一部取消し（変更）の処理を経た後、当該取消しに係る部分に関し期限を定めて返還を命ずべきものであった。

前回の定期監査において、当該交付金の前身である農地・水保全管理支払交付金の返還事務についても全く同じ内容を指摘し、それに対する市長が講じた措置として唐津市補助金等交付規則に沿った適正な事務処理を徹底するとしていたにもかかわらず、改善されておらず誠に遺憾である。

今後も過年度分交付金の返還事務が続くようであれば、唐津市補助金等交付規則の適用について検討され、適切な事務処理となるよう改善されたい。

6 消防用設備等の法定点検の未実施について

【農地林務課】

藤ノ平揚水機場及び藤ノ平ダム倉庫における消防法第 17 条の 3 の 3 及び同法施行規則第 9 条第 1 号に規定する消防用設備等の点検が未実施である旨等が令和元年 6 月 14 日付けで消防署から通知され、その是正措置として「予算計上していないため、予算残で対応が可能であれば対応予定」と報告されていたが、令和元年度においては予算不足により未実施であった。

しかしながら、当該点検は、消防法の規定により義務付けられた法定点検であるため、事務処理に遺漏なきよう注意されたい。なお、前回の定期監査においても所管する他の施設における同点検の未実施について指摘しており、それに対する市長が講じた措置として当該点検に係る年間業務表を作成し事務に遺漏がないよう確認を徹底するとしていたにもかかわらず、改善されておらず誠に遺憾である。

7 唐津市漁村センター条例施行規則について

【水産課】

離島及び波戸地域における生活改善の推進、福祉の増進、生活便益の確保及び文化の向上に資するため、唐津市漁村センター条例（以下「条例」という。）に基づき、昭和 53 年に加唐島漁村環境改善総合センター、昭和 56 年に波戸漁村センター、昭和 55 年に小川島漁村センターが設置されている。

平成 15 年の地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が導入されたが、当該 3 施設においては同制度を採用せず市が直営で管理するとの方針に基づき、平成

18年に管理委託に関する条文を削除する条例の一部改正をしたものの、同条例施行規則における関連規定が改正されなかったため、条例と規則の内容に齟齬が生じている。

この件に関しては、前回の定期監査においても同じ内容を指摘し、それに対する市長が講じた措置として規則の一部改正を早急に行うとしていたにもかかわらず、確認したところ実施されておらず誠に遺憾である。早急に改善されたい。

8 唐津市浜玉農村環境改善センターについて

【浜玉市民センター】

農林業の振興及び地域住民の生活環境を改善するため、唐津市浜玉農山村改善センター条例に基づき、唐津市浜玉農村環境改善センターが設置されているが、次のような不適切な事務処理等が見受けられた。

(1) 施設管理業務の委託契約について

平成29年度に実施した公募により標記施設の管理業務を受託した地区の住民との間に、毎年地元区長会からの推薦があることなどを理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとして、市が提示する額で1者による随意契約を締結しているが、当該業務内容が単なる施設の管理であるため、前記理由をもって競争入札に適さないものに該当するとは言えない。

前回の定期監査においても同様の内容を指摘し、それに対する市長が講じた措置として適正かつ適切な契約事務を行うとしていたにもかかわらず、改善されておらず誠に遺憾である。早急に施設管理の方法等を検討のうえ、法令等に従い、適切な事務処理をされたい。

(2) 休館日について

前記の施設管理業務の実施要領における業務を要しない日の項目において、唐津市浜玉農山村改善センター条例施行規則（以下「規則」という。）の休館日に定めのない毎月第2、第4及び第5水曜日（以下「休館日以外の水曜日」という。）の記載があったため担当課に確認したところ、休館しているとの事であった。

臨時に休館するのであれば、規則第2条第2項の市長は必要があると認めるときは臨時に休館することができるとの規定に基づき、起案決裁などの事務処理を経れば休館は可能であるが、一切その処理がなされていない状況であり、更には、以前から休館日以外の水曜日は休館していることからすると、規則を改正すべきであると思料する。

休館日以外の水曜日の取扱いを検討のうえ、規則改正を含め適切に対応されたい。

9 浜崎漁港施設用地の占用許可申請に係る事務処理について

【浜玉市民センター】

船舶の陸揚げ修理の目的で、浜崎漁港施設用地を平成31年4月1日から同年7月9日までの期間占用する申請書が平成31年3月29日に提出され、同日付で許可されているが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

(1) 提出された申請書に占用面積の記載がなかったものの、添付されている平面求積図には幅2m、長さ8mの船体図が記載されており、また、利害関係者からの同意書にも2m×8mの土地と記載されていたことから、占用面積は16㎡と推測されるが、同申請に対する許可書には占用面積10㎡と記載されていたため、担当課に確認をしたところ明確な根拠を示されることはなかった。

占用面積は、許可を判断する際の重要な項目であり、かつ、占用料の積算の根拠となるものであるため、占用面積について受付時に確認し、正確ではない場合は補正を求めた上で申請書を受理すべきであったと思料する。

(2) 占用料の算出において、唐津市漁港管理条例別表第1の占用料の項「上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合」の区分の単価が用いられていたが、船舶の陸揚げによる漁港施設用地の占用の区分が「上屋、倉庫その他これらに類するものを設置する場合」か「その他の場合」のどちらに当たるのか、明確な基準を設け判断されたい。

10 唐津市八幡岳キャンプ場について

【相知市民センター】

森林資源の総合的な利用を促進し、林業の振興及び都市住民との交流を図るため、唐津市緑の交流施設条例（以下「条例」という。）に基づき、唐津市八幡岳キャンプ場が設置され、その管理運営については地元の区に委託しているが、当該施設において次のような不適正な事務処理が見受けられた。適正な管理ができるよう、施設管理の方法等を早急に検討し、改善を図りたい。

(1) 当該施設の利用にあたっては、条例及び同条例施行規則の規定により担当課において事前に利用者から申請書の提出を受け許可しているが、令和2年度においては、その使用料の調定のほとんどが利用日の翌日以後の直近の開庁日に行われていた。

しかしながら、歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生原因となった事実が生じたとき、その都度直ちに行わなければならないとされているため、利用許可時において調定を行うべきであったと思考する。

(2) 当該施設の使用料について、許可内容により積算した使用料と実際に調定、収納した使用料が異なるものが複数件あったため詳細を確認すると、許可後の電話等による変更、また、利用後の管理受託者である地元の区の住民（以下「管理人」という。）からの報告による変更について、許可書の決裁文書の余白にその旨を記載し、変更後の内容により積算した使用料で調定、収納していることが判明した。

本来、許可内容に変更が生じた場合には、再度申請書を提出させ許可するとともに使用料の調定更正を行い収納すべきであり、その手続きを経ずに余白処理だけをもって事務処理し、許可と異なる使用料を調定、収納していた点については、不適正であると言わざるを得ない。

(3) 令和2年度における当該施設の使用料のほとんどについては、その利用者に対する納付書を前記(1)の使用料の調定と同時に発行し、同日に市内の同一金融機関にて収納されていたが、これらの状況からすると、利用者が直接納入したとは考えられず、担当課に確認したところ、利用者が利用日当日に実際に利

用する分の使用料を管理人に支払い、翌開庁日に管理人が利用状況を報告するとともに預かっていた使用料を職員に渡し、職員が金融機関に納めているとの事であった。

しかしながら、当該施設においては指定管理者制度を導入しておらず、また管理受託者である地元の区に対し地方自治法施行令第 158 条に規定する収納事務委託も行っていないため、地元の区は勿論のこと管理人については、公金の収納はできないにもかかわらず公金の受け渡しをさせていた点については、極めて不適正である。また、唐津市財務規則第 7 条の規定により会計管理者の権限に属する事務のうち出納員である課長に委任した事務に農林水産施設利用料の収納があり、同規則第 37 条に規定する直接収納があるにもかかわらず、担当する職員が誰一人として現金取扱員に任命されていなかった点についても不適正であると言わざるを得ない。